

死刑執行に抗議する会長声明

本日、福岡拘置所において1名の死刑確定者に対して死刑が執行された。

我が国での死刑執行は、今世紀に入ってから、2011年を除いて毎年行われており、2001年以降これまで合計91人もの死刑確定者が、国家刑罰権の発動としての死刑執行により生命を奪われていることになる。

当会は、最近では、今年8月2日の死刑執行に対し、抗議する声明を発表し、すべての死刑の執行を停止することを強く要請した。それにもかかわらず、今回の死刑が執行されたことは、まことに遺憾であり、当会は、今回の死刑執行に対し、強く抗議するものである。

たしかに、突然に不条理な犯罪の被害にあい、大切な人を奪われた状況において、被害者の遺族が厳罰を望むことはごく自然な心情である。しかも、わが国においては、犯罪被害者及び被害者遺族に対する精神的・経済的・社会的支援がまだまだ不十分であり、十分な支援を行うことは社会全体の責務である。

しかし、そもそも、死刑は、生命を剥奪するという重大かつ深刻な人権侵害行為であること、誤判・えん罪により死刑を執行した場合には取り返しがつかないことなど様々な問題を内包している。

人権意識の国際的高まりとともに、世界で死刑を廃止または停止する国はこの数十年の間に飛躍的に増加し、法律上及び事実上の死刑廃止国は、2018年12月31日現在世界の7割を超えた。同年8月2日にはローマ・カトリック教会が、今後死刑制度に全面的に反対する方針を明らかにし、同年12月17日には、国連総会本会議において、史上最多の支持（121か国）を得て死刑廃止を視野に入れた死刑執行の停止を求める決議案が可決された。また、死刑制度を残し、現実に死刑を執行している国は、過去10年で18～25か国にすぎず（2018年度は20か国）、死刑廃止は世界的な潮流という状況にある。

当会は、本件死刑執行について強く抗議の意思を表明するとともに、死刑制度についての全社会的議論を求め、この議論が尽くされるまでの間、すべての死刑の執行を停止することを強く要請するものである。

2019年（令和元年）12月26日

福岡県弁護士会会長 山口 雅 司